

「地域特産品開発業務」事業者に関する企画提案ヒアリング実施要領

1. 企画提案ヒアリングの実施

(1) 審査会

「地域特産品開発業務」企画提案審査会（以下「審査会」という。）による企画提案ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）において、企画提案を審査し、受託候補者を特定する。

(2) ヒアリングの実施

ア. ヒアリングは、令和7年10月9日（木）に遠別町役場2階会議室にて実施するものとし、開始時刻等は企画提案者に別途通知する。

イ. ヒアリングは、1者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間は30分以内とする。（企画提案説明15分、質疑応答10分、事前準備・後片付けの時間は含まない。）

ウ. ヒアリングは、一般非公開とする。

エ. ヒアリングの内容は、提出された企画提案書に基づくものとする。なお、ヒアリング当日における資料の追加提出は認めない。

オ. ヒアリングにおける説明は、企画提案書では説明が難しい点やアピールした点を重点的に行うこと。なお、PowerPoint等のプレゼンテーション・ソフトにより作成した資料をスクリーンに投影する方法でのプレゼンテーションは行わない。

カ. ヒアリングの説明者は、補助者を含めて2人以内とする。

キ. 当日欠席した場合は、企画提案書の審査対象から除外する。

ク. 審査会の委員が評価・採点を行う。

(3) 審査及び受託候補者の特定

ア. 審査会の委員は、企画提案書及びヒアリング内容等を評価基準に基づき評価し、採点する。

イ. 審査会は、ヒアリング終了後、各委員の採点の集計結果に基づき、最高得点を得た企画提案者を受託候補者として特定する。

(4) 失格事由

- ア. 別紙「地域特産品開発業務」事業者に関する公募型プロポーザル実施要領の7に挙げた参加資格要件のうち満たさない要件があるとき
- イ. 提出書類に虚偽の記載があるとき
- ウ. 実施要領に適合しない書類の提出があるとき
- エ. 審査会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める行為をしたとき
- オ. その他受託候補者の特定に影響を及ぼすおそれがあると町が判断する不正行為を行ったとき
- カ. 見積額（税込）が予算額を超えているとき

(5) 同点の場合の決定方法

審査会の委員の合意により決定する。

2. 審査項目、評価項目、評価基準及び配点

企画提案に対する審査項目、評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

審査項目	評価項目	評価基準					配点
		劣っている	やや劣っている	標準的である	やや優れている	優れている	
(1)「地域特産品開発業務」について	コンセプト及びその理由	1	2	3	4	5	5
(2) 業務工程等	業務工程・日程	1	2	3	4	5	5
(3) 業務内容	①遠別町内の資源調査	1	2	3	4	5	5
	②キャッスルガー市現地調査	1	2	3	4	5	5
	③特産品等の商品開発に係る事業管理	1	2	3	4	5	5
(4) 業務に要する費用	参考見積額	1	2	3	4	5	5
合 計							30